

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定等（法第8条第2項第3号関連）

本市の景観形成における景観資源の保全・管理と活用のため、法に定める景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度を活用していきます。

1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針（法第8条第2項第3号）

景観重要建造物の指定（法第19条第1項）及び景観重要樹木の指定（法第28条第1項）のための方針を以下のとおり定めます。

景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

本市の景観資源のうち、建造物や樹木として法定の基準を満たすもので、地域の歴史を伝える建造物や樹木、新しい建造物や新たに植栽された樹木で地域のランドマークとなるもの等を対象とします。

【法定の基準】

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

【指定対象となる景観資源】

〈建造物〉

- ・社寺
- ・伝統的農家、長屋門、本市の歴史を伝える古民家
- ・その他地域のランドマークとなる建造物（新旧は問わない）

〈樹木〉

- ・地域の歴史を伝える古木
- ・その他地域のランドマークとなる高木

2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の手続

指定に当たっては、当該景観資源の所有者及び都市景観審議会の意見を聴き、保全・管理と活用に係る事項を定めた上で行うものとします。また、景観づくり推進地区等で、地元の景観づくり組織が確立されている地区内、又は当該景観資源について地区住民等からなる組織による保全・活用がなされている地区内においては、当該組織等の意見を聴きます。

3 景観重要建造物・景観重要樹木の保全・管理及び活用

(1) 適切な保全・管理及び活用

指定を受けた建造物や樹木は、適切な保全・管理を行っていきます。また、PR等によりその価値を知らしめていくとともに、公開、地域活動の拠点としての活用等、景観づくりの核として積極的な活用を促進していきます。


指定を受けた建造物は、立地条件に応じ、その外観の保全上必要なものについては、建築基準法の制限の緩和（建築基準法第85条の2）の適用を検討します。


(2) 周辺景観の誘導


指定を受けた建造物や樹木の周辺については、行為の届出（大規模建築物等、景観づくり推進地区内、景観づくり協定地区内）に際して、その建造物や樹木に配慮した景観を誘導していきます。

4 景観重要樹木の指定


景観重要樹木の指定のための方針や指定の手續等を踏まえ、以下のとおり景観重要樹木を指定しています。

指定番号	
第1号	
樹種	
ケヤキ	
所在地	
下町公園内	
指定年月日	
平成24年2月22日	
特徴等	
ケヤキの自然樹形である逆円すい形が美しい樹木です。公園入口にあり、よく目立つため、地域のランドマークになっています。	

指定番号	
第2号	
樹種	
サクラ	
所在地	
下町公園内	
指定年月日	
平成24年2月22日	
特徴等	
枝ぶりが良く幹回りの太い、まさにシンボルにふさわしい立派な樹木です。笹目神社、さくら川の桜並木と一体となってみえる景観は、地域の財産です。	

指定番号	
第3号	
樹種	
ケヤキ	
所在地	
早瀬東公園内	
指定年月日	
平成24年2月22日	
特徴等	
ケヤキの自然樹形である逆円すい形が美しい樹木です。公園外周部にあり、周囲の道路からよく目立つため、地域のランドマークになっています。	

指定番号	
第4号	
樹種	
ケヤキ	
所在地	
市立美谷本小学校内	
指定年月日	
平成24年2月22日	
特徴等	
小学校の校庭のほぼ中央に位置し、学校のシンボルとなっている樹木です。校歌や開校100年の歌の歌詞にも登場します。	

指定番号	
第5号	
樹種	
ケヤキ	
所在地	
砂場公園内	
指定年月日	
平成30年3月15日	
特徴等	
周辺住民の憩いの場である公園において、およそ半世紀にわたり生活風景の一部として周辺住民から親しまれ、地域の景観を象徴する樹木です。	

景観重要樹木 位置図

